

政治倫理審査会 が意見書を提出



町長や議員などの資産報告を受け、町政治倫理条例に基づく審査が7月から8回行われ、9月14日に審査会の平野会長が嶋野町長に意見書を提出しました。ここで、その内容と資産報告の状況をお知らせします。

が見受けられた。審査会で預金の残高証明が望ましいとの意見により、費用はかかるが残高証明の提出を徹底してもらいたい。

2 給与・報酬の報告において、報告義務者本人のみの報告と定められているが、配偶者にも報告を義務づけるべきだという指摘があり、条例および規則の改正を含め、今後の課題である。

7 必ず

- 1** 資産報告書等を審査した結果、最終的に虚偽の報告および調査に協力が得られなかった事例は無かった。
 - 2** 提出義務者は、行政や議会の透明性と公平性を確保し、町民の信頼を高めるためにも指摘事項に留意し、資産報告書の審査において重要な資料となる各種証明書類の添付により、引き続き正確な記載をお願いしたい。
 - 3** 合併時に制定した政治倫理条例および規則について、審査を行ってきた過程において改正すべき点が見受けられるため、整備の必要性がある。
 - 4** 資産等報告書の閲覧者数は極めて少ない状況である。より多くの人に報告書を見ていただくため、意見書及び資産報告書のまとめを引き続き町広報紙へ掲載する。
- ※以上の文章は、福智町政治倫理審査会（平野健会長、林勝馬副会長、木村幸子委員、加藤高弘委員、貞光節生委員）から提出された意見書を、ほぼ原文どおり掲載しています。

▶ 以下資産報告書の記載状況

資産

報告義務者本人 22 人 / その配偶者 19 人 / その親族 24 人 / 計 65 人

区分	土地				建物				不動産に関する権利			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	8	3	5	6	8	6	4	4	1	0	0	21
配偶者	2	2	1	14	3	1	0	15	0	0	0	19
親族	2	0	0	22	0	0	0	24	0	0	0	24
合計	12	5	6	42	11	7	4	43	1	0	0	64

区分	預貯金				動産				信託			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	15	3	4	0	13	1	4	4	0	1	0	21
配偶者	16	2	1	0	6	0	0	13	1	0	0	18
親族	11	1	1	11	6	1	0	17	0	0	0	24
合計	42	6	6	11	25	2	4	34	1	1	0	63

区分	有価証券				ゴルフ会員権				貸付金			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	7	2	1	12	3	0	0	19	0	1	1	20
配偶者	4	0	0	15	0	0	0	19	0	0	1	18
親族	0	0	0	24	0	0	0	24	0	0	0	24
合計	11	2	1	51	3	0	0	62	0	1	2	62

区分	借入金				保証債務				貯蓄性保険			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	3	1	1	17	1	0	0	21	4	0	2	16
配偶者	0	1	0	18	0	0	0	19	2	0	0	17
親族	0	0	0	24	0	0	0	24	0	0	0	24
合計	3	2	1	59	1	0	0	64	6	0	2	57

1 資産報告書の提出・記載状況

1 福智町政治倫理条例（以下「条例」という）第4条が定める資産報告書の提出義務者は、町長、教育長（以下「町長等」という）の2人および町議会議員（以下「議員」という）20人の計22人。このうち、町長等は町長に、議員については20人が議長に5月31日までに報告書を提出した。

2 町長等の配偶者および扶養または同居の親族（以下「配偶者等」という）3人および、議員の配偶者等40人の資産報告書は期限までに提出された。

2 資産報告書の提出者

1 提出義務者（町長等2人・議員20人）計22人

2 配偶者（町長等の配偶者2人・議員の配偶者17人）計19人

3 扶養または同居の親族（町長等の扶養または同居の親族1人・議員の扶養または同居の親族23人）計24人

総計65人（平成27年5月31日現在）

3 審査会開催状況

審査会は、6月15日付けで条例第8条に基づき町長より資産報告書の審査を求められ、次のとおり審査会を開催した。（会場は福智町役場本庁舎）

1 7月2日「審査方法、スケジュールの

4 審査方法

1 資産等報告書の各項目に記載された内容と証明書類が合致しているかについて、証明書の内容と照らし合わせながら確認した。

2 前年との違いを明確にするため、報告書記載内容の一覧表を作成した上で、昨年度との比較審査を行った。

3 報告書の内容で疑問のある点、不明確な項目等については当該報告義務者に照会し回答を求めた。

5 審査結果

当審査会が資産報告書を審査した結果、虚偽の報告および調査に協力が得られなかった事例はなかった。

1 預貯金の証明書類において、金融機関の残高証明を添付している提出者と通帳のコピーを添付している提出者

6 指摘事項

当審査会が資産報告書を審査した結果、虚偽の報告および調査に協力が得られなかった事例はなかった。